

「高速鉄道運輸係員に関する懲戒処分の指針」の策定について

1. 指針（案）

別紙のとおり

2. 実施時期

令和6年12月1日（日）

高速鉄道運輸係員に関する懲戒処分の指針

第1 基本事項

本指針は、高速鉄道事業を担う神戸市交通局において、神戸市の「懲戒処分の指針」に定める「1 服務規律違反等非違行為」「2 公務上非違行為関係」の事例に加え、鉄道運転事故等、動力車操縦者免許の取消等の行政処分、または公務中の非違行為等の事例を示し、それぞれにおいて懲戒処分の目安となる処分量定を掲げたものである。

また、下記の事由により処分の加重または軽減等を考慮する。

① 処分の加重の事由について

- (ア) 事象発生の結果若しくは損害が重大である又は社会的影響が甚大であるとき。
- (イ) 事実の隠ぺい又は虚偽の申し立てをしたとき
- (ウ) 事実発生後、反省の様子が見られないとき
- (エ) 行政処分には至らないが、事故・苦情等を多発させるなど、平素の勤務成績が不良であるとき
- (オ) 1年以内に懲戒処分又は訓戒を受けているとき

② 処分の軽減の事由について

- (ア) 事実発生時の天候、設備等が平常時と著しく異なり、情状酌量の余地があると認められるとき
- (イ) 表彰又は賞詞を受けるなど、平素の勤務成績が優秀であるとき
- (ウ) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- (エ) そのほか特に情状酌量の余地があると認められるとき

なお、具体的な量定の決定に当たっては、本指針のほか、神戸市の「懲戒処分の指針」に即して判断する。(本指針と神戸市の「懲戒処分の指針」の量定が異なる場合は、本指針の量定を適用する。)

第2 目安となる処分量定

		事由	事例	処分量定	
1	3	勤務態度不良	接客態度，乗客サービスまたは機器取り扱いが著しく悪く、再三注意を受けるもなお改まらない職員	減給又は戒告	
2	14	不適切な事務処理	ア．法令・規定及び業務上の指示を遵守することなく、乗客等に負傷を負わせた、または事業の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告	
			イ．故意または過失により「鉄道運転事故等報告規則」に定める「鉄道運転事故」を発生させた職員	免職または停職	
			ウ．過失ある取扱いにより「鉄道運転事故等報告規則」に定める「鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態」を発生させた職員	停職、減給または戒告	
			エ．「鉄道運転事故等報告規則」に定める「鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態」にあたらぬものの、鉄道の安全を脅かした、または、事業の運営に影響を与えた職員	戒告	
			オ．「動力車操縦者運転免許の取消等の基準」により行政処分の対象となる行為を行った職員	行為	処分量定
取消処分に該当する行為	免職				
停止処分に該当する行為	停職または減給				

※鉄道運転事故とは、列車衝突事故・列車脱線事故・列車火災事故・踏切障害事故・道路障害事故・鉄道人身障害事故・鉄道物損事故（五百万円以上の物損）を言う。「鉄道事故等報告規則 第三条（定義）」